

平成十九年六月十二日受領  
答弁第三一七号

内閣衆質一六六第三一七号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問に対する答弁書

一について

公文書とは、一般に、公務員が職務上作成する文書を意味すると承知するところ、御指摘のホームページ及び記事は、公文書に該当する。

二及び三について

御指摘の資料は、ロシア連邦の概略につき広く一般に紹介するために作成したものであり、在ロシア日本国大使館のホームページにおける同資料の最近の更新は、平成十九年六月六日に行われた。

四について

二千七年六月四日現在、ロシア連邦国防大臣は、アナトーリー・セルジュコフ氏である。

五について

二千七年一月の時点ではロシア連邦副首相兼国防大臣がセルゲイ・イワノフ氏であったとの事実は、二千七年六月四日においても変わりはない。

六について

御指摘の人物は、二千七年六月四日現在、ロシア連邦政府第一副首相の職にあり、同人は同職に二千七年二月十五日に任命された。

七について

御指摘の「実態からかけ離れた情報」の意味するところが必ずしも明らかでないが、外務省として、国民に提供する情報は真実に沿ったものであるべきであると考えている。

八について

不作為とは、一般に、なすべきことをしないことを意味するものと承知している。

九について

怠慢とは、一般に、なまけおこたることを意味するものと承知している。

十について

外務省として、在外公館のホームページは、我が国の外交政策及び一般事情並びに海外事情等に関する情報を広く一般に提供する手段の一つであり、できる限り適時適切に更新されることが望ましいと認識している。